

<p>公安委員会 説明資料No. <b>1</b></p>	<p>特別試験研究費税額控除制度の対象となる 試験研究費の額の認定手続に関する 告示の改定について</p>	<p>平成26年3月6日 総務課</p>
-----------------------------------	---------------------------------------------------------------	--------------------------

## 1 趣旨

平成25年度税制改正により拡充された「特別試験研究費税額控除制度」について、同制度の対象となる特別試験研究費の額についての試験研究機関等の長等の認定手続を定める共同告示を改定するもの。

※ 総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省との共同告示

## 2 特別試験研究費税額控除制度の概要

法人又は個人事業主が、研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成20年法律第63号）第2条第7項に規定する試験研究機関等（当庁は科学警察研究所が該当）との間で共同研究又は委託研究を行った場合において、当該研究のために支出した金額として試験研究機関等の長等が認定した特別試験研究費の額の12%の額について、法人税又は所得税から一定の税額控除（上限は法人税額又は所得税額の20%又は30%）を受けることができるもの。

## 3 告示の概要

- 特別試験研究費税額控除制度の適用を受けようとする法人又は個人事業主は、共同研究又は委託研究を行った試験研究機関等の長等に対し、当該研究のために支出した金額の認定について申請書等を提出する。
- 申請書等の提出を受けた試験研究機関等の長等は、当該金額が適正であると認めるときは、認定書を交付する。

## 4 告示日

平成26年3月31日（平成25年4月1日より適用）

<b>公安委員会</b> 説明資料No. <b>2</b>	<b>地方公務員法の一部改正に伴う</b> <b>警察法の一部改正について</b>	平成26年3月6日 人事課 総務課
----------------------------------	----------------------------------------------	-------------------------

1 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律案(別添1参照)  
 平成19年の通常国会に提出後廃案となった「地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律案」と同内容。

(1) 能力及び実績に基づく人事管理の徹底

- ・ 能力本位の任用制度の確立
- ・ 人事評価制度の導入 等

(2) 退職管理の適正の確保

- ・ 退職職員による現職職員への働きかけを禁止
- ・ 地方公共団体は、国家公務員法の退職管理に関する規定の趣旨及び当該地方公共団体の職員の離職後の就職の状況を勘案し、退職管理の適正を確保するために必要と認められる措置（再就職あつせん・在職中の自己求職の禁止）を講ずるものとする 等

2 警察法の一部改正（別添2参照）

特定地方警務官（地方警務官のうち、その属する都道府県警察において巡査の階級から順次警視の階級まで昇任し、引き続き地方警務官になった者等）の退職管理の適正化について、特定地方警務官の勤務実態に応じた規制を講じる必要があることから、警察法を一部改正し、地方公務員法の適用の特例を定める（上記の平成19年法律案と同様の規定）。

3 今後の予定

平成26年3月7日（金）閣議決定予定

## 1 改正の趣旨

金融庁において、金融商品取引法の改正に伴う金融商品取引業等に関する内閣府令（金商業等府令）の改正が予定されていることなどから、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則について所要の改正を行うもの。

## 2 概要

- (1) 金商業等府令の改正により、金融商品取引業者は、新たに行うことができる商品関連市場デリバティブ取引に関し、顧客から預かった証拠金等について、信託（商品顧客区分管理信託）の方法により管理しなければならないこととなる。

この商品顧客区分管理信託については、

- 給付の要件が金融商品取引業者の破綻等の一定の事由が生じた場合に限られること

- 信託受益権の行使は弁護士等により一括して行われることとされるなど、委託者及び受益者が資金を自由に管理できないこと

から、犯罪による収益の移転に利用されるリスクが低いと認められるため、同信託契約の締結等を取引時確認対象取引から除外することとする。

- (2) 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、同法の施行後は厚生年金基金の新設ができず、既存の厚生年金基金は存続厚生年金基金として位置付けられること等から、所要の改正を行う。

## 3 施行期日

2 (1)については平成26年3月11日から、2 (2)については平成26年4月1日から施行する。

## 4 意見公募手続の実施結果

本命令案（2 (2)に係る部分を除く）について、平成26年1月23日（木）から平成26年2月21日（金）まで、金融庁において意見公募手続を実施した結果、1通の御意見が寄せられた。

## 1 改正の趣旨

道路交通法の一部を改正する法律（平成25年法律第43号）の施行に伴い、下位法令について所要の改正等を行うもの。

## 2 主な内容

### (1) 道路交通法施行令の一部を改正する政令案（別添1）

ア 一定の病気等に係る運転者対策の推進として、特定取消処分者について、取得時講習を免除すること等を定めるとともに、運転免許の暫定的停止を行うことができることについて定めるなどする。

イ 環状交差点における合図の時期及び方法について定めるとともに、環状交差点における違反行為に付する点数及び反則金を定めるなどする。

ウ その他、原子力災害防止の応急対策のため使用する自動車の緊急自動車への追加、放置違反金収納事務の委託に関する規定の整備等所要の規定を整備する。

### (2) 道路交通法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案（別添2）

一定の病気等に係る運転者対策、放置違反金の収納事務の委託等に関する規定の整備に係る改正規定の施行期日を平成26年6月1日とし、環状交差点における交通方法の特例に関する規定の整備に係る改正規定の施行期日を同年9月1日とする。

### (3) 道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案（別添3）

ア 一定の病気等に該当するかどうかの判断に必要な質問をするための質問票の様式を定めるとともに、報告徴収の方法及び報告書の様式を定めることとする。

イ 大型二輪免許及び普通二輪免許に係る教習のうち、運転シミュレーターを使用することとされていた教習の一部について、実車を使用することができることとする。

### (4) 道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則等の一部を改正する規則（別添4）

ア 道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第27号）

イ 指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則（平成10年国家公安委員会規則第13号）

ウ 運転免許の拒否等の処分の基準に係る身体の障害の程度を定める規則（平成14年国家公安委員会規則第14号）

について所要の改正を行う。

## 3 意見公募手続の実施結果（別添5）

平成26年1月24日から2月22日までの間、意見公募手続を実施（(2)及び(4)アを除く。）した結果、18件の御意見が寄せられた。

## 4 政令案の今後の予定

閣議 3月11日（火）

公安委員会  
説明資料No.5

「警察法施行令及び道路交通法施行令の一部を改正する政令案」等  
に対する意見の募集について

平成26年3月6日  
交通企画課  
生活安全企画課

## 1 意見募集の趣旨

自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号。以下「新法」という。）の施行に伴う道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）等の改正に当たり、その改正案を一般に公表し、意見を募集するもの。

## 2 期間

平成26年3月7日（金）から平成26年4月5日（土）までの期間

## 3 主な内容（別添資料参照）

### (1) 警察法施行令及び道路交通法施行令の一部を改正する政令案の概要（別紙1参照）

ア 指定自動車教習所の管理者の欠格要件として、新法第2条から第6条までの罪を犯した者について定める。

イ 新法第2条から第4条までの罪に当たる行為について、特定違反行為（長期の欠格期間が指定されることとなる特に重大な違反行為）として、これらの行為に付する点数を定めるなどする。

ウ その他所要の規定を整備する。

### (2) 自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に関する規則案の概要（別紙2参照）

ア 警備業者や警備員等の欠格事由となる「重大な不正行為」として、新法第2条から第4条までに規定する罪に当たる違法な行為を定める。（警備業法関係）

イ 運転適性指導員、運転習熟指導員、届出自動車教習所指導員等の欠格要件として、新法第2条から第6条までの罪を犯した者について定める。（道路交通法関係）

ウ その他所要の規定を整備する。

## 4 施行期日

新法の施行の日（平成26年5月20日を予定）から施行する。

※ 別添省略

### 1 意見募集の趣旨

- 駆動補助機付自転車の基準（道路交通法施行規則第1条の3）について、平成26年1月下旬、産業競争力強化法に基づく企業実証特例制度により事業者から特例措置の要望が出され、2月26日、一定の安全上必要な措置を講じることを条件にこれを認めることとした旨通知し、公表したところ。
- この特例措置のために必要な法令の整備として、「国家公安委員会関係産業競争力強化法第十二条の規定に基づく内閣府令の特例に関する措置を定める内閣府令」を制定するに当たり、その案を一般に公表し、意見を募集するもの。

### 2 意見募集の期間

平成26年3月7日（金）から平成26年4月5日（土）までの間

### 3 内閣府令案の内容

#### (1) 道路交通法施行規則第1条の3の規定の適用に係る特例の概要

人の力を補うため原動機を用いる三輪の自転車（以下「駆動補助機付三輪自転車」という。）であって牽引されるための装置を有するリヤカーを牽引するものを使用して貨物を運送することを内容とする新事業活動（産業競争力強化法第2条第3項に規定する新事業活動をいう。）において使用される駆動補助機付三輪自転車については、駆動補助機付三輪自転車が被牽引装置付リヤカーを牽引している場合の補助率（人の力に対する原動機を用いて人の力を補う比率）の最大値を、

- 10キロメートル毎時未満の速度では、「3」
- 10キロメートル毎時以上の速度では、「3」から逡減し、24キロメートル毎時以上の速度では「0」とする。

#### (2) 当該特例の適用を受けるため当該新事業活動計画が該当しなければならない事項の概要

- 道路外での試験の結果により、被牽引装置付リヤカーを牽引する場合においても安全な運転の確保に支障が生じるおそれがないこと等（特例措置後の基準に該当すること）が確認できる駆動補助機付三輪自転車の使用
- 当該事業に従事する運転者に対する駆動補助機付三輪自転車の安全な運転を確保するために必要な交通安全教育の実施
- 駆動補助機付三輪自転車の安全な運転に必要な業務を適切に行うための体制の整備
- 交通事故その他当該事業の安全な実施に支障が生じた場合における国家公安委員会への報告その他の必要な措置の定め

### 4 内閣府令の施行期日

公布の日

警察庁では、平成9年以降、犯罪被害者支援施策を網羅的に取りまとめた推進計画を毎年度策定し、各種施策を推進しているところであるが、25年度における推進状況等を踏まえ、26年度における犯罪被害者支援推進計画を策定するものである。

### 1 25年度犯罪被害者支援の主な推進状況

#### (1) 給付金の支給に係る制度の充実等

【犯罪被害者等給付金の支給等に係る迅速かつ的確な裁定に向けた業務管理の促進（給与厚生課）】

#### (2) 犯罪被害者支援施策の効果の点検及び新たな施策の検討

【交通事故被害者等の実態を把握し、今後の被害者支援の施策の充実に資するため、「交通事故被害者等の意識調査」を実施（交通指導課）】

#### (3) ストーカー事案、配偶者からの暴力事案への適切な対応

【恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案への迅速かつ的確な対応の徹底（生活安全企画課）】

#### (4) 民間の団体との連携・協力の強化

【民間被害者支援団体、犯罪被害者相談員等に対する表彰による士気高揚の促進（給与厚生課）】

### 2 26年度警察庁犯罪被害者支援推進計画において新たに盛り込まれた施策

#### (1) 犯罪被害給付制度の教示を行う職員の知識向上のための教養の充実（給与厚生課）

#### (2) 犯罪被害者等給付金の支給等に係る仮給付制度の効果的な活用の促進（給与厚生課）

#### (3) 犯罪被害者等に対する心理療法の費用の公費負担に関する有識者等による研究会の開催（給与厚生課）

#### (4) 交通事故捜査員等に対する交通事故被害者遺族又は犯罪被害者支援に携わる警察職員等による講演等の実施（交通指導課）

#### (5) 都道府県警察に対する実態調査による代理受傷対策の検討（給与厚生課）

#### (6) 交通事故被害者等に対する意識調査結果の公表（交通指導課）

### 3 都道府県警察における推進計画の策定

各都道府県警察において、警察庁犯罪被害者支援推進計画を踏まえるとともに、25年度における推進状況を点検し、必要に応じて施策の見直しや独自の施策を加え、都道府県の実情に応じた計画を策定することとしている。



## 1 開催経緯

第2次犯罪被害者等基本計画（平成23年3月25日閣議決定）に基づき、犯罪被害者等施策推進会議（会長：内閣官房長官、委員：国家公安委員会委員長等の閣僚等）の下に設置された「犯罪被害者等に対する心理療法の費用の公費負担に関する検討会」が、その「最終取りまとめ」において次の内容の提言を行ったことを受け、精神医学、臨床心理学、被害者学等の有識者から構成される研究会を開催するもの。

心理療法・カウンセリングに係る犯罪被害者等の自己負担を軽減する上で、心理療法・カウンセリングに要する費用の公費負担について、例えば犯給制度においてカウンセリング給付金（仮称）を新設するなど、法制度として整備することが必要と認められるが、法制度の整備に当たっては、制度の対象として相当と認められる心理療法・カウンセリングの範囲を、心理療法・カウンセリングの必要性を判断する者、心理療法・カウンセリングの類型及び心理療法・カウンセリングの実施者等の観点から明らかにすることが不可欠となる。このため、本検討会として、精神医療をはじめとする医療、心理療法・カウンセリング及び犯罪被害者の治療に精通した医師等について知見を有する機関、有識者による研究会の設置を提言する。

## 2 構成員

飛鳥井 望 （公財）東京都医学総合研究所副所長  
新 恵里 京都産業大学法学部法政策学科准教授  
大山 みち子 武蔵野大学人間科学部人間科学科教授  
木村 光江 首都大学東京法科大学院教授  
中島 聡美 （独）国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所  
成人精神保健研究部犯罪被害者等支援研究室長  
宮崎 美千代 臨床心理士

（敬称略、五十音順）

## 3 スケジュール

平成26年3月下旬（日程調整中）に第1回検討会を開催し、平成26年度中に検討を進めていく。



## 1 改正等の経緯

昨年10月頃から、ホテルや百貨店、レストラン等で表面化した一連の食品表示等の不正事案を受け、食品表示等問題関係府省庁等会議（当庁では、生活安全局長が構成員）において「食品表示等の適正化について」（平成25年12月10日同会議決定）が取りまとめられた。これを踏まえ、消費者の安全・安心の確保を図るため、不当景品類及び不当表示防止法等の改正等が行われるもの。

※ 不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）

商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めるとともに、内閣総理大臣（消費者庁長官）に違反事業者に対する立入検査、措置命令等を行う権限を付与し、都道府県知事にも報告徴収及び立入検査等を行う権限を付与しているもの。

## 2 改正の概要（下線部は当庁関連）

### (1) 事業者のコンプライアンス体制の確立（第7条、第8条、第8条の2関係）

ア 事業者に対する必要な体制の整備等の措置の義務付け

イ 事業者が講ずべき措置に関する指針の策定（事前に事業所管大臣（警察所管事業については、内閣総理大臣となる。以下同じ。）等と協議するとともに、消費者委員会の意見を聴取）

ウ 内閣総理大臣（消費者庁長官）による指導及び助言・勧告及び公表

### (2) 行政の監視指導体制の強化（第12条関係）

ア 緊急かつ重点的に不当な景品類及び表示に対処する必要があるなどの事情があるため、消費者庁長官が必要と認めるときにおける報告徴収及び立入検査等権限の事業所管大臣等への委任

イ 都道府県知事への消費者庁長官の権限の委任（措置命令権限等を予定）

### (3) 情報提供・連携の確保（第15条関係）

国、地方公共団体、国民生活センター等の密接な連携の確保

## 3 今後の予定

(1) 閣議決定：3月7日（金）（予定）

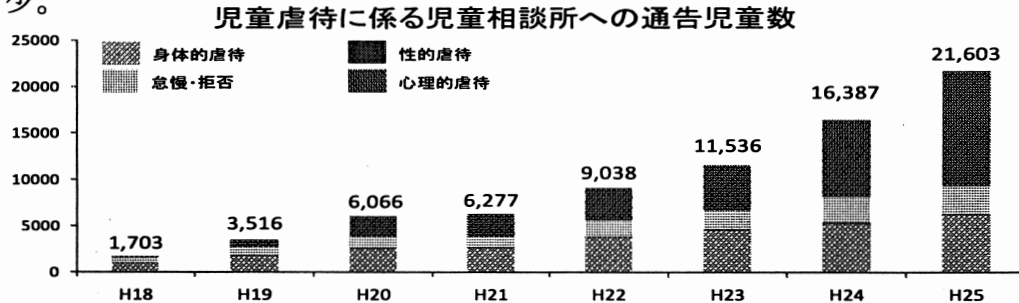
(2) 施行日：公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日（一部の規定を除く。）

(3) その他：施行日までに、警察庁の職員が立入検査を行う場合における身分証の様式を定める必要がある。

### 1 児童虐待

- 通告児童数は過去最多。
- 「心理的虐待」による通告児童数（12,344人）は全体の約6割。  
そのうち、「面前DV」による通告児童数（8,059人）は全体の約4割。
- 検挙件数等は過去2番目に多い。死亡児童数は2年連続で減少し過去最少。

P1  
P1  
P2



児童虐待事件の検挙状況

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
検挙件数	297	300	304	334	352	384	472	467
身体的虐待	199	211	205	234	270	270	344	334
性的虐待	75	69	82	91	67	96	112	103
怠慢・拒否	23	20	17	9	15	17	10	14
心理的虐待	0	0	0	0	0	1	6	16
検挙人員	329	323	316	355	385	409	486	482
被害児童数	316	315	316	346	360	398	476	475
うち死亡児童数	59	37	45	28	33	39	32	25
構成比	18.7%	11.7%	14.2%	8.1%	9.2%	9.8%	6.7%	5.3%

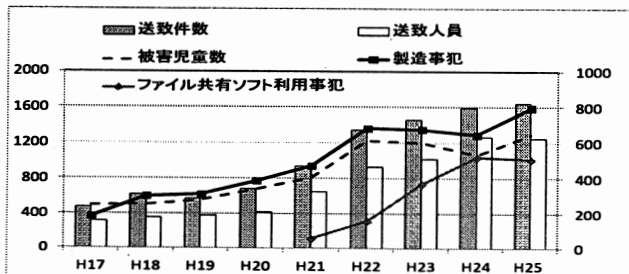
※無理心中、出産直後の殺人及び遺棄を含まない。

### 2 児童ポルノ事犯

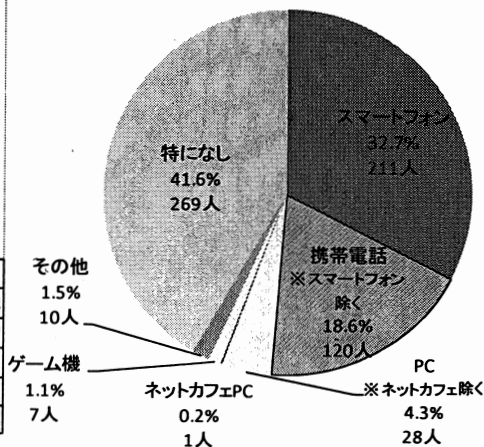
- 送致件数は過去最多。ファイル共有ソフト利用事犯は減少するも高水準。
- 被害児童（平成25年中に事件を通じて新たに特定された者）数は過去最多。製造事犯が大幅に増加。低年齢児童の約7割が強姦・強制わいせつの手段により製造。
- スマートフォンを使用して被害にあった児童は211人で、前年比約4倍に増加。

P12  
P14

児童ポルノ事犯の送致状況

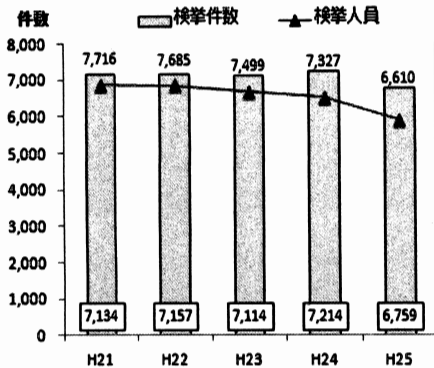


被害児童のアクセス機器手段(H25中)



	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
送致件数	470	616	567	676	935	1,342	1,455	1,596	1,644
製造事犯	184	299	308	387	470	682	676	644	797
ファイル共有ソフト利用事犯	-	-	-	-	54	156	368	519	507
送致人員	312	350	377	412	650	926	1,016	1,268	1,252
被害児童数	246	253	275	338	405	614	600	531	646

1 風俗関係事犯の取締状況



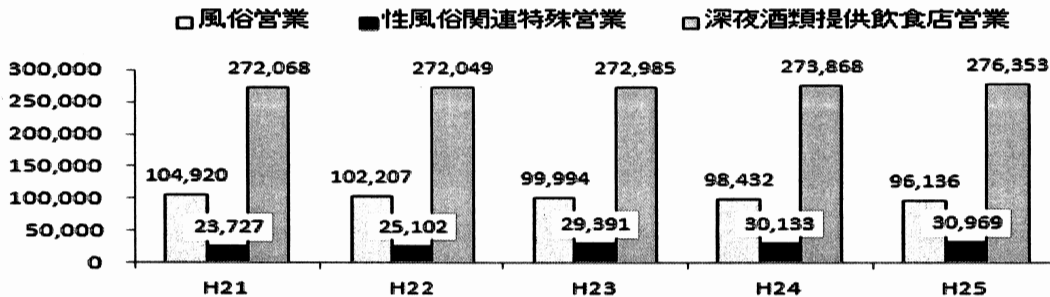
	H25		H24		増減	
	件数	人員	件数	人員	件数	人員
風営適正化法違反	2,710	3,040	2,682	3,212	28	-172
売春防止法違反	1,030	639	1,079	701	-49	-62
わいせつ事犯	2,931	2,558	3,334	2,877	-403	-319
遊技機使用賭博事犯	66	306	82	453	-16	-147
公営競技関係法令違反	22	67	37	84	-15	-17
合計	6,759	6,610	7,214	7,327	-455	-717

【主な特徴】

- 看板を掲げず、マンションの一室を使用するなど、違法性風俗店が潜在化傾向
- 非面接販売、他人名義口座利用など、わいせつ物頒布等事犯が巧妙化傾向
- 賭博店が要塞化傾向
- ※ 検挙が減少する中で、特に取締要望が強く、迷惑性の高い客引きの検挙が5年前に比較し増加

2 風俗営業等の営業所数等（許可・届出数）及び行政処分の状況

(1) 営業所数等（許可・届出数）



- 風俗営業の許可営業所数は28年連続で減少（平成21年比-8,784件）  
全ての業種で減少しており、特に、料理店・カフェ等（同-2,685件）、  
まあじやん営業（同-2,461件）、ゲームセンター等営業（同-1,890件）の減少が顕著
- 性風俗関連特殊営業の届出数は7年連続で増加（同+7,242件）  
中でも無店舗型が増加傾向（同+4,304件）
- 深夜酒類提供飲食店営業の届出数は増加（同+4,285件）

(2) 行政処分の状況

- 行政処分件数は8,731件で減少傾向（平成21年比-667件）  
許可の取消し・廃止命令等172件、営業停止命令等571件、指示処分7,988件

3 今後の方針

- 違法風俗店等の実態把握の強化
- 地域における風俗上の問題点や要望を踏まえた厳正な取締り
- 迅速かつ厳格な行政処分の実施

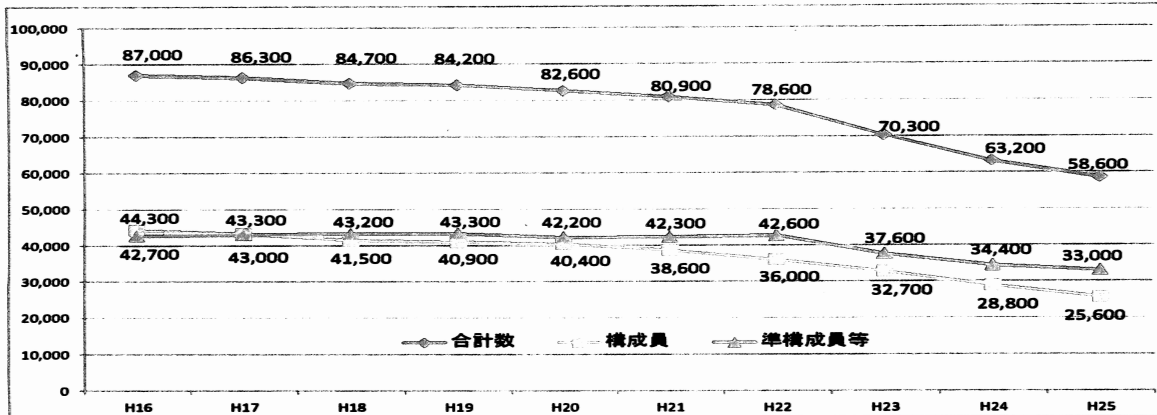
1～  
14頁

15～  
22頁

23～  
24頁

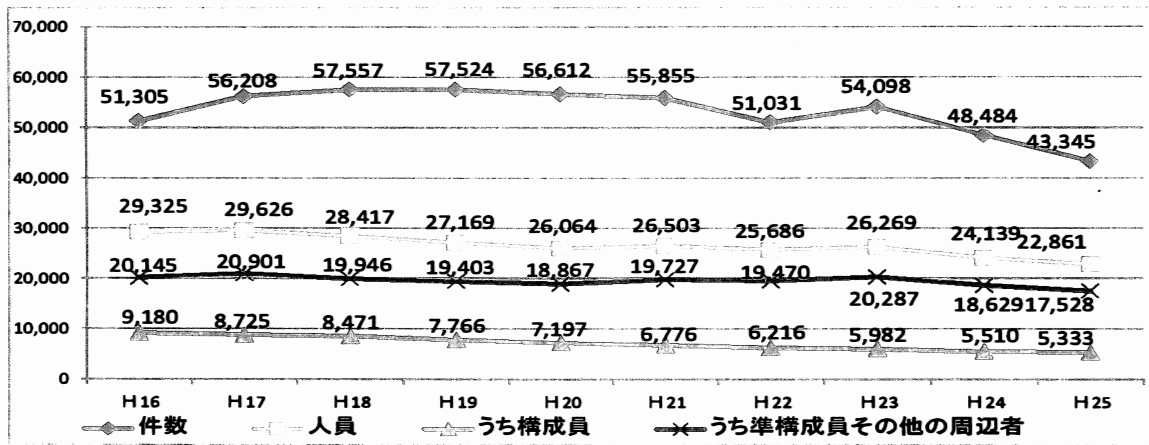
1 暴力団構成員等の情勢

暴力団構成員等の推移



- 構成員数は暴対法施行後最少
- 山口組の構成員数は、暴力団構成員全体の45.3%を占め、依然として一極集中が顕著

検挙状況の推移



- 検挙件数及び検挙人員が共に減少

山口組・弘道会直系組長等の検挙人員の推移

区分	年次	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
山口組直系組長		2	4	6	25	17	23	8
弘道会直系組長		—	—	3	11	19	5	10
弘道会直系組織幹部		—	—	14	32	42	27	31

※ 19年、20年については、弘道会直系組長及び弘道会直系組織幹部の統計をとっていない。

2 事業者襲撃等事件・対立抗争事件

- 事業者襲撃等事件は、23件(過去5年間の平均比+2件)発生
- 対立抗争に起因するとみられる不法行為は27回(同+20回)発生

3 暴力団排除の推進

- 24都府県の暴力追放運動推進センターを適格都道府県センターとして認定
- 暴力団離脱者の社会復帰に向けて、関係機関と連携した支援を実施

4 東日本大震災に係る復旧・復興事業からの暴力団排除等の対策

- 東日本大震災に関連した暴力団犯罪を25件(過去2年間の平均比+7件)検挙

三重県警察は、平成26年3月2日、平成25年8月29日に認知した女子中学生被害に係る強盗殺人等事件の被疑者を逮捕した。

#### 1 被疑者

三重県三重郡朝日町

A男 (18歳)

#### 2 被害者

三重県四日市市

中学3年生 B女 (当時15歳)

#### 3 事案の概要

被疑者は、平成25年8月25日(日)午後10時45分頃から同月29日(木)午後2時30分頃までの間、三重県三重郡朝日町地内の空き地において、被害者を殺害し、現金約6,000円を強取するなどしたものの。

#### 4 捜査の経緯

- (1) 三重県警察では、平成25年8月27日、被害者の親族から被害者の行方不明届を受理して捜査していたところ、同月29日、捜索中の警察官が、上記空き地において被害者の遺体を発見した。
- (2) 現場の状況や司法解剖結果等から強盗殺人等事件と認め、捜査本部を設置して所要の捜査を実施した結果、上記被疑者の犯行と特定し、本年3月2日、強盗殺人等事実で逮捕したものの。

公安委員会 説明資料No. <b>14</b>	千葉県柏市における強盗殺人 事件の被疑者検挙について	平成26年3月6日 捜査第一課
----------------------------	-------------------------------	--------------------

千葉県警察は、平成26年3月3日、千葉県柏市において発生した殺人及び連続強盗等事件について、3月5日、被疑者を強盗殺人罪で逮捕した。

**1 発生日時・場所**

平成26年3月3日（月）午後11時37分頃  
千葉県柏市あけぼの5丁目路上

**2 被害者**

千葉県柏市居住  
会社員 B男 （31歳）

**3 被疑者**

千葉県柏市  
（ ）（24歳）

**4 逮捕関係**

平成26年3月5日（水）午後11時45分 強盗殺人罪で通常逮捕

**5 事案の概要**

被疑者は、上記日時場所において、被害者を所持の刃物で殺害したものの。

**6 捜査経過**

千葉県警察では、柏警察署に捜査本部を設置し、被疑者検挙に向け所要の捜査を推進し、上記被疑者を強盗殺人罪で逮捕したものの。

※ 本件発生前後約10分間に上記発生場所において

- 千葉県柏市居住の大学生A男(25歳) に対する傷害事件
  - 千葉県柏市居住の会社員C男(44歳) に対する強盗事件
  - 千葉県柏市居住の会社員D男(47歳) に対する強盗事件
- が発生しており、被疑者との関連について捜査中である。

## 1 事故概要等

(1) 平成26年3月3日(月)午前5時11分頃、北陸自動車道上り小矢部川<sup>おやべがわ</sup>サービスエリア内において、乗客24人、乗務員2人を乗せた事業用大型乗用自動車(高速乗合バス:仙台発~加賀温泉行き)がサービスエリア内駐車枠に駐車中の事業用大型貨物自動車2台に衝突し、乗客・乗員等合わせて計26人(死亡2人、重傷10人、軽傷14人)が死傷した交通事故。

### (2) 関係者

ア 被疑者(バス運転者・死亡)

(37歳) バス運転手 宮城県角田市<sup>かくだ</sup>在住

イ バス事業者

株式会社(所在地:宮城県仙台市)

代表者:

ウ 被害者(駐車中大型貨物の運転手を含む)

- ・ 死亡1人(男性1人)
- ・ 重傷10人(男性5人、女性5人)
- ・ 軽傷14人(男性10人、女性4人)

## 2 捜査状況

- (1) 3月3日、富山県警察に本部長を長とする対策本部を設置
- (2) 3月4日、被疑者の勤務先等を捜索
- (3) 同上、司法解剖の実施

## 3 今後の対策等

(1) 迅速かつ確実な事故の全容解明

関係機関と連携を密にし、事故発生の背景を含め、事故原因などの全容解明に取り組む。

(2) 被害者支援の実施(被害者関係県)

各県連携し、遺族・負傷者等への付き添い、被害者からの要望の把握支援に努める。



**1 被害状況** (2/28現在)

死者：15,883人 (8/31現在) → 15,884人 (+1人)

行方不明者：2,656人 (8/31現在) → 2,636人 (-20人)

負傷者：6,148人

全壊：127,290戸、半壊：272,788戸、床上・床下浸水：13,570戸

**2 警備体制** (2/28現在)

- ・ 発災以降、全ての都道府県警察から延べ118万人以上の警察職員を派遣。  
(岩手：約26万人、宮城：約34万人、福島：約58万人)
- ・ 福島県に約210人を派遣中。避難指示区域内における警ら等に従事。

**3 行方不明者の捜索状況** [1・2頁]

- ・ これまでに延べ約53万人を捜索に投入。平成25年9月12日以降に発見され、死者数に計上された遺体は1体。今後も集中捜索を継続。

**4 身元確認の状況**

- ・ 本年2月末現在、被災3県で身元確認が済んだ遺体は合計15,716体 (収容遺体の99.4%)、身元不明の遺体は98体。平成25年9月12日以降は17体の身元を確認。
- ・ 被災3県の身元確認済遺体数のうち65歳以上の割合が56.5%。
- ・ 被災3県の死者のほとんどが溺死によるもの (14,308体：90.5%)。以下、焼死 (145体：0.9%)、圧死・損傷死・その他 (667体：4.2%) 等。

**5 被災地における犯罪情勢** [3・4・5頁]

- ・ 被災3県における、震災後3年目 (平成25年3月から本年2月までの1年) の刑法犯認知件数は、震災前1年 (平成22年3月から平成23年2月までの1年) と比較して22.9%減少 (全国の減少率16.6%)。
- ・ 福島県内において、福島第一原発事故に伴う除染作業が行われているが、除染作業員による刑法犯及び特別法犯の検挙が増加傾向。

**6 被災地における活動と大規模災害に対応するための取組** [6・7頁]

- ・ 本年2月、宮城県石巻市内において、住民等の要望を踏まえ、これまで捜索が困難であった川底の排水作業を行い、重機を使用した捜索を実施。
- ・ 本年2月、常磐自動車道 (広野IC～常磐富岡IC) が再開通したことに伴い、福島県警察は、特別派遣部隊を再配置するなど警戒警らの強化等を実施。
- ・ 本年1月、愛知、大阪、兵庫、広島、香川及び福岡の特別救助班並びに警察庁は、本格的な土砂災害現場を設定の上、重機を使用した掘削を行うなど、土砂災害に特化した合同訓練を実施。